

## 被保険者の特定保健指導実施機関随時募集のご案内

全国健康保険協会管掌健康保険に加入する被保険者に対する特定保健指導実施機関を下記のとおり募集します。

### 1 東京支部における選定基準

被保険者に対する特定保健指導業務を委託して行うもので、「全国健康保険協会管掌健康保険被保険者に対する特定保健指導業務委託要領」に基づき実施するものとする。

(1) 受託機関は、次の要件をすべて満たしている者とする。

ア 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」(平成25年厚生労働省告示第92号) 第2「特定保健指導の外部委託に関する基準」に満たしていること。

イ 高確法及びその他関係法令を遵守し、「手引き」及び「標準プログラム」に則って特定保健指導を実施できること。

ウ 継続的な支援業務の受託機関は、「手引き」及び「標準プログラム」に則って、対象者に対して適切に受診勧奨が実施できること。

エ 特定保健指導業務において、LINE等のSNS(ソーシャルネットワークサービス)を用いる場合は、情報提供などの広報業務等、“公表されている情報”に限ったものとする。

オ 契約締結日から起算して、前2年以内に電子交換所による取引停止処分を受けていないこと又は前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出していないこと。

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)上の更生手続開始の申立てをした者にあつては、契約締結日までに同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていること。

キ 民事再生法(平成11年法律第225号)上の再生手続開始の申立てをした者にあつては、契約締結日までに同法に基づく裁判所による再生手続開始決定がなされていること。

ク 社会保険に関する実績が良好であること。

ケ 特定保健指導記録については、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして協会支部が指定する仕様に従って作成し、電子データを格納したファイルを収録した電子媒体(CD-R)又は情報提供サービスによって提出できること。

コ 個人情報の管理は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)等関連法令のほか、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等の遵守を徹底していること。

サ 保健指導機関番号を取得していること。ただし、自社の従業員にのみ実施する場合はこの限りではない。

(2) 受託機関は、本要綱に定める業務に係る利用者本人の自己負担を求めないこと。

(3) 特定保健指導の請求事務について、XMLデータ又は情報提供サービスによる請求が可能であること。請求の不備等があった場合は東京支部からの指示に対しすぐには正措置を講じられること。

(4) 健診機関全体で協力して特定保健指導対象者に対する指導の勧奨ができること。各機関の生活習慣病予防健診受診者数に応じた指導目標件数を設定し、目標達成に向け努力できること。

(5) 東京支部が開催する説明会や研修会に積極的に参加できること。

## 2 特定保健指導の対象者

### (1) 特定保健指導

特定保健指導の対象者は、次のア又はイに該当する者のうち、協会支部が決定した者とする。

ア 人間ドック健診及び生活習慣病予防健診を受診した40歳以上75歳未満(75歳の誕生日前日までの者)の被保険者であって、当該健診結果データを階層化した結果、積極的支援又は動機付け支援に該当した者。

イ 協会けんぽに加入している期間において、事業者健診を受診した40歳以上75歳未満(75歳の誕生日前日までの者)の被保険者であって、当該健診結果データを階層化した結果、積極的支援又は動機付け支援に該当した者。

### (2) 継続的な支援

継続的な支援の対象者は、協会保健師等が初回面談を実施した者のうち、協会支部が決定した者とする。なお、受託機関に対象者データを提供する際は、対象者ごとに設定した個人目標を併せて提供し、当該個人目標に沿った特定保健指導を実施させること。

## 3 特定保健指導費用

「被保険者に対する特定保健指導実施要綱」5. 費用及び支払方法を参照。

## 4 申請書及び必要書類

(提出様式1) 被保険者に対する特定保健指導業務受託申請書

(提出様式2) 被保険者に対する特定保健指導業務実施計画書

(提出様式3) 被保険者に対する特定保健指導業務実施機関調査票

(提出様式4) 特定保健指導従事者名簿

(提出様式5) 見積書

(提出様式6) 再委託申請書・・・再委託がある場合のみ提出

(提出様式7) 被保険者に対する特定保健指導受託業務実施方法確認書

(任意様式1) 個人情報保護取扱いに関する規定、責任者等の管理体制

(任意様式2) 保健指導実施マニュアル

(健診から初回面接実施～継続～評価までの一連の手順がわかるもの)

(任意様式3) 施設内見取り図(保健指導室及び紙・データの保管場所をマーカー等で示すこと)

## 5 選定の流れ

(1) 一次審査 提出書類による書面審査。

(2) 二次審査 一次審査の結果により、別途指定する日時に現地調査を実施。

(3) 選定結果 書面でお知らせいたします。

※当支部選定結果に対して、異議を申し立てることはできません。また、選定結果いかににかかわらず、申請書類及び添付書類一式の返却はいたしませんのでご了承願います。

## 6 契約予定年月日

随時契約

なお、令和9年度の健診案内パンフレットへの掲載を希望する場合は10月末までに申請いただく必要があります。

また、令和9年度以降の募集については、別途お知らせいたします。

## 7 申請書の配布・受付及びお問い合わせ先

申請される場合は下記担当者までご連絡願います。

〒164-8540 中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階

全国健康保険協会東京支部 健診グループ 担当：相田、赤池 TEL：03-6853-6111